

令和 8 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対するコメント

公認会計士 國見 琢

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対して、下記の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問 1 に対するコメント

基本的な方針自体には同意するが、「ステップ 5：一般事業会社に関する検討」の充分性に疑義がある。

まず、「一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられる」との記載が見受けられるが、その根拠が不明である。一般事業会社において、予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産として、営業債権等、満期保有目的の債券、未収入金、貸付金、金融保証契約などが想定される。このうち営業債権等については単純化されたアプローチが取り入れられていること、期日経過日数に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定し開示を行うことができること、設例が示されていることが確認できるものの、ここで示されている予想信用損失の算定方法は現行基準における貸倒見積高の算定方法と同一ではない。また、満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定についても、補足文書でイメージが示されていることは確認できるが、これは現行基準における実務とは大きく異なるものである。そのうえ、未収入金、貸付金、金融保証契約については原則的な定めしか存在しないうえに一般事業会社の実務において参考となる設例も存在しない。それにもかかわらず、一般事業会社への影響が必ずしも大きくないと考えられるというのであれば、その根拠や影響を軽減するための具体的な対処方法の一例を一般事業会社に共有すべきである（適用指針に盛り込めない場合であっても、補足文書や解説記事等で示す方法も考えられる）。それがなされていない現状においては「ステップ 5：一般事業会社に関する検討」の充分性に疑義を抱かざるを得ない。

質問 2 に対するコメント

一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきである。

一般事業会社においては、主に子会社や関連会社の債務を保証することが金融保証契約の発

行に該当することが想定される。このような金融保証契約については、現行基準下では子会社や関連会社が債務超過に陥った場合に当該債務超過額を基礎として債務保証損失引当金を計上する実務が広く行われているものと考えられる。つまり、現行基準下で計上されている債務保証損失引当金と本公開草案で提案されている金融保証契約に係る予想信用損失引当金とでは算出方法や算出される金額が異なる。そのため、「債務保証損失引当金」を「金融保証契約に係る予想信用損失」に置き換えるなどの単純な文言の置換だけで済むようなものではないと考えられる。そのうえ、本公開草案では、金融保証契約に係る予想信用損失引当金に関する設例等も存在しない。このような状況下で、一般事業会社が発行する金融保証契約について、原則どおり予想信用損失を算定する範囲に含めることは一般事業会社にとって過度な負担となることが想定される。なお、連結財務諸表の国際的な比較可能性の向上という観点からすると、連結会社の債務の保証については連結財務諸表では消去されるものであるため、予想信用損失を算定する範囲から除外することに対する許容性が高いと考えられる点、付言しておく。

質問 3-1・3-2 に対するコメント

一般事業会社の未収入金や貸付金について配慮を求める。

一般事業会社の未収入金や貸付金については単純化したアプローチの対象外とされているため、相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定が必要となってしまうが、結論の根拠や設例、補足文書では一般事業会社の実務において参考になるような具体的な対処方法が示されておらず、一般事業会社の実務への配慮が不十分である。一般事業会社の未収入金や貸付金についても営業債権等と同様の取扱いとされるか、結論の根拠や設例、補足文書等において具体的な対処方法の一例が示されることが望まれる。なお、連結財務諸表の国際的な比較可能性の向上という観点からすると、連結会社に対する未収入金及び貸付金については連結財務諸表では消去されるものであるため、営業債権等と同様の取扱いとすることに対する許容性が高いと考えられる点、付言しておく。

質問 5 に対するコメント①

債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示されている貸倒引当金との調整表の開示も求めているかどうか。

敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いが継続されることから、このような調整表がないと債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示される貸倒引当金との関係が分かりづらいためである。

質問 5 に対するコメント②

重要な会計方針の注記のみならず、他の注記事項に既に記載している情報についても、繰り返す必要はなく、当該他の注記事項を参照することができる旨を規定すべきである。

例えば、IFRS 任意適用企業では金融保証契約に関する信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額として偶発負債に関する注記を参照することがあるが、日本基準でもこのような参照を排除すべき特段の理由は見当たらないと考えられるためである。

質問 5 に対するコメント③

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」82 項において、「債権等の取得価額又は償却原価、及び信用リスクに対するエクスポージャー」との文言があるが、これでは同 82 項で規定されている区分ごとに「取得価額又は償却原価」と「信用リスクに対するエクスポージャー」の 2 つを開示しなければならないかのように読めてしまわないだろうか。この点、IFRS 第 7 号 35M 項では金融資産について総額での帳簿価額、ローン・コミットメント及び金融保証契約について信用リスクに対するエクスポージャーが紐づけられており、上記とは異なる取扱いになっているように見受けられる。

質問 5 に対するコメント④

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」82 項について、信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）であり、かつ、予想信用損失が会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権でもある場合、同 82 項(2)の②と③のどちらに区分すべきかが不明ではないか。

質問 7 に対するコメント①

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」設例 10 について、引当率が所与となっているが、引当率の具体的な算定方法についても設例で示されることが望まれる。

現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」設例 12 で貸倒実績率の具体的な算定方法が示されているにもかかわらず、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号では引当率の具体的な算定方法が示されないとすると、一般事業会社の実務における有用性が相当程度低下してしまうと考えられる。

質問 7 に対するコメント②

質問 2 に対するコメントで示したとおり、一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきであるが、仮に予想信用損失を算定する範囲から除外しない場合には、一般事業会社の実務の助けとなるよう、金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法について設例等で詳細な解説がなされることが望まれる。

質問 7 に対するコメント③

移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」設例 4 と平仄を合わせ、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」の設例 9-2 や設例 11 の「未払利息」についても「リース負債」に変更するか、又は「リース負債」とすることが許容されることを明示すべきである。

移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」設例 4 において、「*1 本設例では、クーポンの既経過分を満期保有目的の債券の償却原価に加算しているものの、クーポンの既経過分を計上する勘定科目はこれに限らない」との記載が追加されており、これに応じてこれまで「未収収益」とされていたところが「満期保有目的債券」に変更されているように見受けられるが、この考え方はリースにも当てはまると考えられる。IFRS 第 16 号 36 項(a)を文理解釈すると、リース料が前払いとなる場合に発生した金利は「未払利息」ではなく「リース負債」の増額とすべきことになるため、現状のままですると IFRS 第 16 号との差異があるように捉えられかねないことから、これを機に修正しておくことが望まれる。

質問 8 に対するコメント

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」BC98～BC107 項において、反証可能なものに対して「みなし」や「みなす」といった表現が使用されているが、これは適切ではないのではないか。

以上